【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月27日
【発行者名】	日本ヘルスケア投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員　藤岡　博史
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長　篠塚　裕司
【電話番号】	03-6757-9600
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	日本ヘルスケア投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集　5,616,000,000円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し　300,000,000円 （注）今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年10月１日に提出した有価証券届出書（同年10月16日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）の記載事項のうち、平成26年10月27日開催の本投資法人役員会において、一般募集における発行価格及びオーバーアロットメントによる売出しにおける売出価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

２【訂正事項】

第一部　証券情報
　第１　内国投資証券（投資法人債券を除く。）
　　１　募集内国投資証券
　　（３）　発行数
　　（４）　発行価額の総額
　　（５）　発行価格
　　（１４）　手取金の使途
　　（１５）　その他
　　①　引受け等の概要
　　２　売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）
　　（３）　売出数
　　（４）　売出価額の総額
　　（５）　売出価格
　第４　募集又は売出しに関する特別記載事項

３【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第１【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

１【募集内国投資証券】

（３）【発行数】

＜訂正前＞

39,000口

（注）後記「２　売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、一般募集における需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、大和証券株式会社が株式会社大和証券グループ本社（以下「大和証券グループ本社」といいます。）から2,000口を上限として借入れる本投資口（但し、かかる貸借は、後記「（15）その他　②　申込みの方法等　（へ）」に記載のとおり、一般募集における本投資口が大和証券グループ本社に販売されることを条件とします。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、後記「第４　募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

＜訂正後＞

39,000口

（注）後記「２　売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、一般募集における需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、大和証券株式会社が株式会社大和証券グループ本社（以下「大和証券グループ本社」といいます。）から借入れる本投資口2,000口（但し、かかる貸借は、後記「（15）その他　②　申込みの方法等　（へ）」に記載のとおり、一般募集における本投資口が大和証券グループ本社に販売されることを条件とします。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、後記「第４　募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（４）【発行価額の総額】

＜訂正前＞

5,578,560,000円

（注）後記「（15）その他　①　引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「（15）その他　①　引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

＜訂正後＞

5,616,000,000円

（注）後記「（15）その他　①　引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「（15）その他　①　引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。

（５）【発行価格】

＜訂正前＞

未定

（注１）発行価格は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程施行規則第1210条に規定するブックビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で、発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定します。

（注２）発行価格の仮条件は、148,000円以上150,000円以下の価格とします。当該仮条件は、本投資法人が本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在において保有し又は取得予定の資産の内容その他本投資法人に係る情報、本投資口の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し決定しました。投資家は、本投資口の買付けの申込みに先立ち、平成26年10月20日（月）から平成26年10月24日（金）までの間に、引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。なお、当該需要の申告は、変更又は撤回することが可能です。引受人は、当該仮条件に基づく需要の申込みの受付に当たり、本投資口が市場において適正な評価を受けることを目的に、本投資口の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。
一般募集の主幹事会社は大和証券株式会社です。なお、発行価格及び発行価額について、単独の主幹事会社である大和証券株式会社は、副幹事会社であるみずほ証券株式会社と大和証券株式会社が把握した個別の機関投資家等からの意見及び需要状況等を共有の上、協議を行う予定です。

（注３）発行価格及び発行価額は、上記仮条件に基づく需要状況、上場（売買開始）日（後記「（15）その他　②　申込みの方法等　（ニ）」をご参照ください。）までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、本投資法人が保有し又は取得予定の資産の内容に照らし公正な価額と評価し得る範囲内で、平成26年10月27日（月）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定する予定です。

（注４）後記「(15）その他　①　引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

（注５）販売に当たっては、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定する投資主数基準の充足、上場後の本投資口の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。引受人は、需要の申告を行った投資家への販売については、各社の定める配分の基本方針及び販売に関する社内規程等に従い、発行価格又はそれ以上の需要の申告を行った投資家の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性等を勘案した上で、販売先及び販売投資口数を決定する方針です。引受人は、需要の申告を行わなかった投資家への販売については、各社の定める配分の基本方針及び販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性、引受人との取引状況等を勘案した上で、販売先及び販売投資口数を決定する方針です。配分に関する基本方針については、引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

＜訂正後＞

１口当たり150,000円

（注１）発行価格は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程施行規則第1210条に規定するブックビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で、発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定しました。

（注２）発行価格の決定に当たっては、発行価格の仮条件（148,000円以上150,000円以下）に基づいて、機関投資家等を中心にブックビルディングを実施しました。
当該ブックビルディングの状況については、
①申告された総需要投資口数は、公募による募集投資口数及び売出投資口数を十分に上回る状況にあったこと
②申告された総需要件数が十分であったこと
③申告された需要の価格ごとの分布状況は、仮条件の上限価格に多く分布していたこと
が特徴でした。
上記ブックビルディングの結果、本募集及びオーバーアロットメントによる売出しの対象となる口数以上の需要が見込まれる価格であり、かつ、上場時に必要な投資主数の充足、不動産投資信託証券市場を含むマーケット環境及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、発行価格を150,000円と決定しました。
なお、発行価額（引受価額）は144,000円と決定しました。
一般募集の主幹事会社は大和証券株式会社です。なお、発行価格及び発行価額について、単独の主幹事会社である大和証券株式会社は、副幹事会社であるみずほ証券株式会社と大和証券株式会社が把握した個別の機関投資家等からの意見及び需要状況等を共有の上、協議を行いました。

（注３）後記「(15）その他　①　引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金（１口当たり6,000円）となります。

（注４）販売に当たっては、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定する投資主数基準の充足、上場後の本投資口の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。引受人は、需要の申告を行った投資家への販売については、各社の定める配分の基本方針及び販売に関する社内規程等に従い、発行価格又はそれ以上の需要の申告を行った投資家の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性等を勘案した上で、販売先及び販売投資口数を決定する方針です。引受人は、需要の申告を行わなかった投資家への販売については、各社の定める配分の基本方針及び販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性、引受人との取引状況等を勘案した上で、販売先及び販売投資口数を決定する方針です。配分に関する基本方針については、引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

（注３）の全文削除並びに（注４）及び（注５）の番号変更

（１４）【手取金の使途】

＜訂正前＞

一般募集における手取金5,578,560,000円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限286,080,000円と併せて、後記「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　２　投資方針　（２）投資対象　③　取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第２条第１項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金及び取得に係る諸費用並びに借入金の返済資金に充当します。

（注１）上記の第三者割当については、後記「第４　募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（注２）上記の各手取金は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

＜訂正後＞

一般募集における手取金5,616,000,000円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限288,000,000円と併せて、後記「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　２　投資方針　（２）投資対象　③　取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第２条第１項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金及び取得に係る諸費用並びに借入金の返済資金に充当します。

（注）　上記の第三者割当については、後記「第４　募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（注２）の全文削除及び（注１）の番号削除

（１５）【その他】

①　引受け等の概要

＜訂正前＞

以下に記載する引受人は、発行価格等決定日に決定される発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。

引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込みます。引受手数料は支払われず、発行価格と発行価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	未定
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	
合計		39,000口

（中略）

（注３）各引受人の引受投資口数は発行価格等決定日に決定されます。

＜訂正後＞

以下に記載する引受人は、平成26年10月27日（月）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定された発行価額（１口当たり144,000円）にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）（１口当たり150,000円）で一般募集を行います。

引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込みます。引受手数料は支払われず、発行価格と発行価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	27,300口
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	11,700口
合計		39,000口

（中略）

（注３）の全文削除

２【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

（３）【売出数】

＜訂正前＞

2,000口

（注）オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である大和証券株式会社が大和証券グループ本社から2,000口を上限として借入れる本投資口（但し、かかる貸借は、前記「１　募集内国投資証券　（15）その他　②　申込みの方法等　（へ）」に記載のとおり、一般募集における本投資口が大和証券グループ本社に販売されることを条件とします。）の売出しです。したがって、上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、後記「第４　募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

＜訂正後＞

2,000口

（注）オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の主幹事会社である大和証券株式会社が大和証券グループ本社から借入れる本投資口2,000口（但し、かかる貸借は、前記「１　募集内国投資証券　（15）その他　②　申込みの方法等　（へ）」に記載のとおり、一般募集における本投資口が大和証券グループ本社に販売されることを条件とします。）の売出しです。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、後記「第４　募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（４）【売出価額の総額】

＜訂正前＞

298,000,000円
（注）売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

＜訂正後＞

300,000,000円
（注）の全文削除

（５）【売出価格】

＜訂正前＞

未定
（注）売出価格は、前記「１　募集内国投資証券　（５）発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

＜訂正後＞

１口当たり150,000円
（注）の全文削除

第４【募集又は売出しに関する特別記載事項】

＜訂正前＞

１　東京証券取引所への上場について

本投資口は、前記「第１　内国投資証券（投資法人債券を除く。）　１　募集内国投資証券」における一般募集の対象となる本投資口及び前記「第１　内国投資証券（投資法人債券を除く。）　２　売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」におけるオーバーアロットメントによる売出しの対象となる本投資口を含め、大和証券株式会社を主幹事会社として、平成26年11月５日（水）に東京証券取引所へ上場される予定です。なお、単独の主幹事会社である大和証券株式会社は、副幹事会社であるみずほ証券株式会社と、引受審査を協力して実施し、また、発行価格及び発行価額に係る協議を行う予定です。

２　オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である大和証券株式会社が大和証券グループ本社から2,000口を上限として借入れる本投資口（但し、かかる貸借は、前記「第１　内国投資証券（投資法人債券を除く。）　１　募集内国投資証券　（15）その他　②　申込みの方法等　（へ）」に記載のとおり、一般募集における本投資口が大和証券グループ本社に販売されることを条件とします。以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、本投資法人は平成26年10月１日（水）開催の役員会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする本投資口2,000口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、平成26年12月３日（水）を払込期日として行うことを決議しています。

また、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日から平成26年11月28日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数を上限として、東京証券取引所において本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があり、シンジケートカバー取引で買い付けられた本投資口は、すべて借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数から上記のシンジケートカバー取引に係る借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、本件第三者割当に応じる予定です。

そのため本件第三者割当における発行口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による大和証券グループ本社からの本投資口の借入れは行われません。したがって、大和証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（後略）

＜訂正後＞

1　東京証券取引所への上場について

本投資口は、前記「第１　内国投資証券（投資法人債券を除く。）　１　募集内国投資証券」における一般募集の対象となる本投資口及び前記「第１　内国投資証券（投資法人債券を除く。）　２　売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」におけるオーバーアロットメントによる売出しの対象となる本投資口を含め、大和証券株式会社を主幹事会社として、平成26年11月５日（水）に東京証券取引所へ上場される予定です。なお、単独の主幹事会社である大和証券株式会社は、副幹事会社であるみずほ証券株式会社と、引受審査を協力して実施し、また、発行価格及び発行価額に係る協議を行いました。

2　オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の主幹事会社である大和証券株式会社が大和証券グループ本社から借入れる本投資口2,000口（但し、かかる貸借は、前記「第１　内国投資証券（投資法人債券を除く。）　１　募集内国投資証券　（15）その他　②　申込みの方法等　（へ）」に記載のとおり、一般募集における本投資口が大和証券グループ本社に販売されることを条件とします。以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、本投資法人は平成26年10月１日（水）開催の役員会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする本投資口2,000口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、平成26年12月３日（水）を払込期日として行うことを決議しています。

また、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日から平成26年11月28日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数を上限として、東京証券取引所において本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があり、シンジケートカバー取引で買い付けられた本投資口は、すべて借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数から上記のシンジケートカバー取引に係る借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、本件第三者割当に応じる予定です。

そのため本件第三者割当における発行口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

（後略）